

裁判の傍聴にお越しく下さい



## 子ども達の給食を喰い物にするな！

粕屋町給食センター住民訴訟の第一審判決に対し不服を申し立てた控訴審第1回口頭弁論期日をご案内します

町民が町の財政を監視しているのだという姿勢を示すためにも、多くの方の傍聴をお待ちしています

10月5日(水)13:30～ 期日前集会

@福岡県弁護士会館 301号

15:00～ 口頭弁論期日

@福岡高等裁判所 1015号法廷

期日終了後 裁判報告集会

@福岡県弁護士会館 301号

福岡県弁護士会：福岡市中央区六本松4-2-5

福岡地方裁判所：福岡市中央区六本松4-2-4